

養護施設入所者進学促進

県、大学卒業まで補助

県は2015年度、児童養護施設の入所者を対象に大学などでの修学を支援する事業に乗り出す。児童福祉法に基づく支援が解除される20歳から卒業までの間、生活費などを補助する。関連経費を新年度当初予算案に計上する方針。

大学や短大、専修学校などを卒業するまでの支援制度を設けることで進学を促し、児童養護施設利用者の安定的な自立を図る。施設で暮らす子どもたちの将来の目標になるような進学、就職

県によると、児童福祉法に基づく施設利用者への措置は0歳から18歳に達するまで。自立を図るために20歳に達するまで延長が

県によると、児童福祉法に基づく施設利用者への措置は0歳から18歳に達するまで。自立を図るために20歳に達するまで延長が

県によると、児童福祉法に基づく施設利用者への措置は0歳から18歳に達するまで。自立を図るために20歳に達するまで延長が

県によると、児童福祉法に基づく施設利用者への措置は0歳から18歳に達するまで。自立を図るために20歳に達するまで延長が

県によると、児童福祉法に基づく施設利用者への措置は0歳から18歳に達するまで。自立を図るために20歳に達するまで延長が

県によると、児童福祉法に基づく施設利用者への措置は0歳から18歳に達するまで。自立を図るために20歳に達するまで延長が

ても経済的事情で断念するケースが多数あり、進学率も低い傾向がみられた。十分な教育が受けられないことで就職などの際に不利になり、貧困につながる可能性もある。こうした連鎖を断ち切ろうと新制度の創設方針を決めた。